

# 伊予市シティプロモーション基本方針・アクションプラン策定支援業務 プロポーザル実施要領

平成28年9月29日

伊予市未来づくり戦略室

## 1 業務の目的

この要領に定めるプロポーザルは、伊予市シティプロモーション基本方針・アクションプラン策定支援業務を委託するに当たり、業務に対する意欲、資質及び技術能力等を考慮し、最適な者を当該業務の受託候補者として選定するために実施するものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

伊予市シティプロモーション基本方針・アクションプラン策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙『伊予市シティプロモーション基本方針・アクションプラン策定支援業務仕様書』  
(以下、仕様書) のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日(金)まで

### (4) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は3,700,000円(消費税額及び地方消費税額含む)を上限とする。

## 3 参加資格

次の条件のいずれにも該当し、伊予市において実施するプレゼンテーション等に参加できる者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成17年伊予市訓令第79号)に基づく指名停止または指名回避期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第127条)の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225条)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。)
- (5) 伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまらない者であること。
- (6) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。

(7) 経営状態が著しく不健全でないこと。

#### 4 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

○公募の開始

平成28年9月29日（木）

※市ホームページにて提出書類等のダウンロード可

※書類等の直接配布は未来づくり戦略室にて同日より開始する。（土日祝日を除く午前9時から午後4時まで）

○参加申し込み

平成28年10月18日（火）午後4時まで

※直接持参又は郵送によりプロポーザル参加申込書等を提出すること。

○質問の受付

平成28年10月13日（木）午後4時まで

※質問の回答は、ホームページに掲載するものとする。

○企画提案書等の提出

平成28年10月19日（水）から10月24日（月）までの午前9時から午後4時まで

※直接持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は必着）

○プレゼンテーションの実施

平成28年10月31日（月）にプレゼンテーションを予定。プレゼンテーションの時間等の詳細案内は10月26日（水）までに電子メールにて、企画提案書等の提出を行った参加事業者に連絡するものとする。

○結果通知

平成28年11月4日（金）までに郵便にて通知することとする。

○契約締結

平成28年11月中旬までに契約を締結することとする。

#### 5 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

(1) 受付期間

平成28年10月18日（火）までの午前9時から午後4時まで（郵送の場合は、10月18日（火）の午後4時までに(4)の提出先に必着のこと。）

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

(2) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

② 法人の案内書又はこれに相当する書類（パンフレット可）

③ 法人登記履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本に限る。）

④ 財務諸表（直近3年間の貸借対照表、損益計算書）

(3) 提出方法

上記提出書類について、直接持参又は郵送により未来づくり戦略室へ提出すること。

(4) 提出先

伊予市未来づくり戦略室

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認めた場合には、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取消すものとする。

## 6 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより質問項目を送付すること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しないものとする。

(1) 受付期間

平成28年10月13日（木）午後4時まで

(2) 送付先

伊予市未来づくり戦略室

E-mail: miraidukuri@city.iyo.lg.jp

(3) 回答

質問の回答は、ホームページに掲載するものとする。

## 7 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を直接持参又は郵送により提出すること。なお、提案は1者につき1つの提案の提出に限るものとする。

(1) 提出期間

平成28年10月19日（水）から10月24日（月）までの午前9時から午後4時まで（郵送の場合は、10月24日（月）の午後4時までに(3)の提出先に必着のこと。）

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりとする。

① 企画提出書	1部	様式第2号
② 企画提案書（20ページ以内）	10部	
③ 見積書（内訳書添付のこと）	1部	
④ 会社概要	1部	
・資本金、年商、組織図等でパンフレットも可		
⑤ 業務実績	1部	（様式は任意）

・過去5か年において、国または地方公共団体が発注した類似業務（シティプロモーション基本方針等の策定支援業務）の実績がある場合は、発注者、業務名、履行期間、請負金額、業務概要を記載の上、請負金額の大きいものから最大5件まで記載すること。

**【企画提案書の構成】**（様式は任意）

**I. 企画提案**（以下の内容について、簡易・明瞭に記載すること。）

ア. シティプロモーション基本方針・アクションプラン策定に係る基本的な考え方（課題の認識、検討の視点など）

イ. 業務の実施方法

ウ. 業務の実施スケジュール

エ. その他、業務に関する提案事項

**II. 業務の実施体制**

ア. 業務総括責任者をはじめ、担当予定者の役職、氏名、経歴、専門分野、現部門での従事期間及び主な業務実績を記載すること

イ. 業務の執行体制を図示するとともに、併せて当市との連携体制について記載すること

(3) 提出先

伊予市未来づくり戦略室

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

## 8 選考方法

選考は、提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内（機器操作者を含む。）とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

プレゼンテーションの時間は30分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行うものとする。

プレゼンテーションの実施は、平成28年10月31日（月）を予定しているが、時間等詳細は10月26日（水）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知するものとする。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行うものとする。

企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設けることとする。また、参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(2) 選考結果

選考結果は、平成28年11月4日（金）までにプレゼンテーションに参加した参加事業者に郵便にて通知する。

(3) その他

プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、未来づくり戦略室に事前に連絡すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは当市で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

## 9 契約

- (1) 契約予定事業者は、業務内容の詳細について、伊予市と協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

## 10 その他

- (1) プレゼンテーションの参加者が資料作成等に要した費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合、又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うこととする。
- (3) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。
- (4) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。  
また、企画提案書に記載された業務主担当予定者は、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由以外は、変更できない。
- (5) 提出された企画提案書等の返却はしない。  
また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しないものとする。